



消費生活センター便り



みんなのくらしをうるおす Week 開催しました



消費生活や交通安全、法律相談など、身近なトピックに関するイベント「みんくら Week」を、今年も10月16日(木)～24日(金)に開催しました。消費生活センターは、16日の一日合同市民相談での消費生活相談(市役所)と、22日・23日のシニア向けスマホ教室(北コミ)を実施しました。



スマホを使いこなすには？



■シニア向けスマホ教室、2日間開催

例年、沢山のお申し込みをいただいていることから、今年は2日間で2回開催し、35名の方が受講されました。

■スマホの便利な使い方

KDDI(株)の講師から、スマホの便利な使い方についてわかりやすく説明がありました。

中でも、インターネットで情報を探するときやメールを打つ時など、音声で文字を入力できる機能はとても便利です。



海産物の購入を強引に勧める電話に注意！

これから年末にかけて、海産物を購入する機会が増えますが、事業者が勝手に送りつけてきたり、しつこく購入を勧誘する電話がかかってくる場合もあります。そのようなときは、

- 不要な場合は、きっぱりと断りましょう。断ったにもかかわらず、一方的に代引配達で商品が届いたら受け取りを拒否しましょう。
- 代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、事業者に対し返金を求めることができます。
- 事業者からの電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。
- 相手の説明に不信感や疑問を抱いたら、消費生活センターや警察に相談しましょう。



カセットボンベの発火事故

<事例>

- ・災害時の備えとして保管していたカセットボンベが古くなっていたが、見た目の変化はなかったため、カセットこんろにセットして使用していた。突然、差込口のあたりで引火し20cm位の炎が上がった。

<ひとこと助言>

- ★近年販売されたカセットボンベには、製造年月日が表示されています。現在お持ちのカセットボンベは、製造年月日から長期間経過していないか確認してから使いましょう。製造時期や購入時期がわからないような場合や、金属部に変形やサビがある場合は使わないようにしましょう。
- ★カセットボンベは、こんろ等の使用器具から取り外して適切な方法で保管し、年に一度は製造時期を確認し、経年に応じて使いきりましょう。災害対策用等で備蓄しているものは、経年に応じて古いものは使いきり、新しいものを補充しておきましょう。



！通信販売はクーリング・オフできません！

<事例> 通販で靴を買った。履いてみると小さく、返品したいと申し出たら「返品できない。利用規約にも書いてある」と言われた。「それならクーリング・オフしたい」と伝えたが「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」と言われた。

- ・インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- ・特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、期限がある場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認しましょう。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン **188** いやいや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。